## 平成 28 年度緊急薬価改定の基準

- (1)次に掲げる薬剤について、薬価の改定を行うこととする。
  - ア 平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までに効能・効果又は用法・用量の 一部変更が承認された既収載品
  - イ 平成 28 年度の企業予想年間販売額(薬価ベース)が、1000 億円を超え、 かつ、薬価収載された時点における予想年間販売額に対して 10 倍以上と なる既収載品
- (2)薬価は、「薬価算定の基準について」(平成28年2月10日中央社会保険 医療協議会了解)別表6の2に定める算式により算定される額に改定する。 算定において、年間販売額としては企業予想年間販売額(薬価ベース)等 を用いる。

 $\alpha$  (補正加算率) は適用しない。

- (3)薬価の改定は、平成28年11月中に告示し、平成29年2月1日から適用する。
- (4) 算定された薬価について、企業は不服意見を提出できることとする。